

議案第9号

鶴ヶ島市介護保険条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月21日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

介護保険事業計画の見直し及び介護保険法施行令の一部改正に伴い、令和6年度から令和8年度までの各年度の保険料率を定めたいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市介護保険条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市介護保険条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「27,000円」を「26,481円」に改め、同項第2号中「37,800円」を「39,867円」に改め、同項第3号中「40,500円」を「40,158円」に改め、同項第4号中「43,200円」を「49,470円」に改め、同項第5号中「54,000円」を「58,200円」に改め、同項第6号中「62,100円」を「66,930円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第7号中「67,500円」を「72,750円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第8号中「72,900円」を「78,570円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第9号中「78,300円」を「84,390円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同項第13号中「99,900円」を「125,130円」に改め、同号を同項第16号とし、同項第12号中「94,500円」を「119,310円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第11号中「89,100円」を「107,670円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 次のいずれかに該当する者 113,490円

ア 合計所得金額が900万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第7条第1項第10号中「83,700円」を「96,030円」に改め、同号ア中「600万円」を「620万円」に改め、同号イ中「次号イ又は第12号イ」を

「次号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イ」に改め、同号を同項第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 101,850円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

第7条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 90,210円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ、第14号イ又は第15号イに該当する者を除く。）

第7条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「16,200円」を「16,587円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「27,000円」を「28,227円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「37,800円」を「39,867円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鶴ヶ島市介護保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。